

1 学童クラブの運営について

(1) 基本的な考え方

学童クラブは主に留守家庭児童を対象とした施設です。

学童クラブは、学校と家庭の間であって、専門の支援員を通じて生活のしかたを指導し、放課後児童の安全性を確保すると共に、生き生きとした遊び場と実践の場を与え、創造性豊かで健全な育成を図ることを目的としています。

○留意点

- ア 家庭的な雰囲気と暖かい環境づくり
- イ 児童ひとりひとりの個性の尊重
- ウ 児童の健康管理と安全の保持
- エ 家庭や学校等との緊密な連絡

(2) 具体的な方法

① 余暇活動

遊具による遊び、集団遊び、図画工作、音楽、読書、ゲーム遊び、運動等を通じ、健全な余暇の過ごし方を指導いたします。

② 生活指導

生活習慣の習得、規律の尊重、道徳的心情の高揚、社会性の育成、危険防止等の指導をいたします。

③ 学習指導

自主的に宿題を整理する程度で強制するものではありません。

2 学童クラブの開所時間

(1) 通常 放課後から午後6時30分

(2) 学校休業日 午前7時45分から午後6時30分

(土曜日・夏休み・冬休み・春休み外)

※利用者のない土曜日は、閉所することがあります。

※利用時間は厳守して下さい。送迎の時間を守れない場合は、利用を制限させて頂くことがあります。

※社会福祉協議会長（以下会長という）が特に必要であると認めたときは、変更する場合があります。

3 学童クラブの閉所日

(1) 日曜日

(2) 国民の祝日及び振替休日

- (3) 年末年始（12月29日～1月3日）
- (4) 学校のインフルエンザ等による学級閉鎖・授業軽減等が決定した場合
- (5) 学校の災害等における緊急時下校が決定した場合
- (6) その他危険と判断される場合
- (7) 会長が特に必要であると認めた場合

4 費用

- (1) 保育料等として、7ページ「学童クラブ料金基準額表」に記載の金額を負担していただきます。
- (2) 保育料等の納付は、月始めにお渡しする集金袋に入れ、毎月10日（休日の場合は前日）までに保護者から支援員へお渡しください。
- (3) 月途中の退会は、退会月の保育料等をご負担いただきます。
(日割り計算はいたしません)
- (4) 行事により、参加費を必要とする場合があります。

5 学童クラブへの入会基準について

学童クラブに入会できる児童は、小学校に就学している市内在住の児童で、放課後帰宅しても保護者等の就労または疾病等の次の要件に該当する保護者の適切な保育を受けられない状態にあると認められる児童を対象としています。

1. 保護者が就労・自営労働に専従その他の事情により日中不在となり、著しく保育にかけること
2. 保護者が心身に障害があること
3. 保護者が長期の疾病にあること、または保護者もしくは家族が長期の疾病にあり、保護者が看護・介護等を行っていること
4. その他

6 会員の種類

- (1) 通年会員 1年を通して利用する会員
 - ◆月会員 1ヶ月あたり13日以上利用する会員
 - ◆週会員 1ヶ月あたり12日以内利用する会員

*月会員は原則として4月と10月以外は週会員への変更はできない。
ただし特別な場合はその限りでない。

*原則として週会員は1週あたり3日以内の利用となります。

- (2) 短期会員 学校の長期休暇に利用する会員

7 申込手続きについて

(1) 入会申込書の配布・受付の場所と時間

- ◆配布〔場所〕沼田市社会福祉協議会（沼田市保健福祉センター1階）
同白沢支所（白沢創作館）
同利根支所（利根保健福祉センター）
各学童クラブ
〔時間〕社会福祉協議会（月～金）8時30分～17時15分
各学童クラブ（月～金）9時45分～18時30分
- ◆受付〔場所〕入会希望学童クラブ
〔時間〕（月～金）9時45分～18時30分

(2) 受付期間

- ◆新年度4月1日の入会を希望される方
10月上旬から11月下旬
- ◆短期会員を希望される方
年度毎に変更がありますので、各学童にお問い合わせ下さい。

(3) 提出書類

申し込む場合には、「学童クラブ入会申込書」「健康調査書」同居者の「就労証明書」を提出してください。

(4) 申請書記入上の注意

- ・学年は新年度の4月の学年を記入してください。
- ・家族状況については、家族全員を記入してください。なお、祖父母欄は、同居していない場合にもご記入ください。
- ・勤務先の電話は、緊急時の連絡先となるため、内線番号まで記入してください。
- ・申請内容に虚偽がある場合には、入会決定を取り消すことがあります。

(5) 入会決定について

提出された申請書・支援員の口頭質問による実態調査を行なうとともに、沼田市社会福祉協議会学童クラブ運営委員による利用判定会議で入会可否を審査し、各家庭に通知します。

8 休会・退会・会員変更について

- (1) 休会する場合には、休会届を各学童クラブに提出してください。2ヶ月以上休会が続く場合には、退会とさせていただきます。
- (2) 退会する場合には、前もって各学童クラブまで連絡した上、退会届を提出してください。

- (3) 休会及び退会・会員変更の場合には、前月の25日までに各種書類を提出してください。25日までに届け出がない場合は、受付できません。ただし特別な場合はその限りでない。

9 登・降所について

- (1) 入室してから降所時間までが学童クラブの管理下になります。下校後は速やかに学童クラブへ登所させてください。
- (2) 帰りは必ず保護者のお迎えをお願いします。尚、学童クラブは午後6時30分に閉所します。時間厳守でお迎えをお願いします。
- (3) お迎えの保護者は事前に届け出た方をお願いします。届け出以外の方の場合は保護者の確認ができないため安全上児童をお渡しできません。
- (4) 学校休業日の学童への登所についても必ず保護者の付き添いをお願いします。

10 ご家庭との連絡について

- (1) 児童の欠席、早退については、必ず保護者から事前に学童クラブへ連絡帳または電話で連絡してください。子どもが口頭で伝えることは認めていません。
- (2) 住所、勤務先（連絡先）、電話番号、家庭環境等が変更になった場合は必ず学童クラブに連絡をしてください。
- (3) 家庭状況が変わり、児童が昼間適切な保育を受けることができるようになった場合には、必ず学童クラブに連絡して下さい。

11 持ち物

- (1) 靴、カバン、ハンカチその他持ち物には、全部名前をつけてください。
- (2) 入会の際には次の物をご用意ください。
- 上履き
 - 着替え 一式
- (3) 貴重品等は持たせないでください。

12 病気について

- (1) 児童の健康状態を健康調査書に記入してください。
- (2) 急病の場合は、保護者に連絡をしますので、必ず連絡先を届け出ておいてください。届け出た緊急連絡先は、必ず連絡がとれるようにしておいてください。
- (3) 伝染病の場合は、全快するまで休ませてください。登所の際は、学校へ提出する治癒証明書のコピーを学童へ提出してから、ご利用ください。

13 ご家庭での留意事項

(1) 学校給食のない日(土曜日・学校休業日など)は、お弁当を持たせてください。

※ご希望により、仕出し弁当の注文も承ります。(実費負担)

(2) お子さんのクラブでの話を毎日聞いてあげてください。もし、ご不明な点がありましたらお問い合わせください。

14 事故・傷害保険について

通常クラブ内で外傷などをした場合、応急措置はさせていただきますが、外傷の状況によっては保護者に連絡をとらせていただきます。保護者が病院に連れて行くこととなります。緊急を要する場合や、やむを得ない場合(保護者がすぐに来られない等)は、学童クラブで対応をします。

学童クラブでは、万一の事故に備えて傷害保険及び賠償責任保険に加入します。

《加入予定》

- 学童保育責任賠償保険
- 学童保育児童傷害保険
- 指導員賠償責任特約

15 保護者会について

会員の保護者全員で作る会で、行事等を決めていきます。

16 土曜日の保育について

緊急時の対応及び、運営面から土曜日の保育につきましては、さくら・沼田東・沼田東第2学童は合同で行います。(しらさわ・とね学童は各学童で実施)

17 苦情解決窓口の設置

児童及びその家族からの苦情に対応するために下記のとおり窓口を設置します。

《窓口担当者》主任支援員

《苦情解決責任者》沼田市東原新町1801-72

(沼田市保健福祉センター1階)

☎25-3267

沼田市社会福祉協議会 川方 一巳

《 問い合わせ先 》

	住 所	☎
沼田市社会福祉協議会	沼田市東原新町1801-72 (沼田市保健福祉センター)	25-3267
同 白沢支所	沼田市白沢町平出135-1 (白沢創作館内)	53-2722
同 利根支所	沼田市利根町大楊1085-3 (利根保健福祉センター内)	56-4603
沼田東学童クラブ	沼田市東原新町1801-1 (沼田東小学校内)	23-2155
沼田東第2学童クラブ	沼田市東原新町1801-1 (沼田東小学校内)	24-5795
さくら学童クラブ	沼田市西倉内町746 (沼田小学校内)	22-8888
しらさわ学童クラブ	沼田市白沢町平出73-1	20-9048
とね学童クラブ	沼田市利根町追貝16-1 (若者定住センター内)	56-2011